

「和歌山県統合型リゾート（IR）」説明会（南コミュニティセンター）

■日 時：令和4年3月6日(日) 13:30～

■場 所：南コミュニティセンター 多目的ホール

【質疑応答 概要】

（質問者1）

質問させていただく前に全体のことの一つあるんですが、私は毛見に住んでるんです。毛見とか布引とか、海南、黒江、日方の周辺の住民に対しては、すべての世帯に案内をして、計画について意見を聞くべきだと思うんですが、説明会とかパブコメとか、公聴会等当然やられておるんですけどね、いわゆる一般的にそういうことでご案内しているんだけど、それが伝わってない家庭が随分あるんですよ。だから、県が決定されるまでに、もう一度やっぱり少なくともその周辺地域の住民については、治安とか住環境が大きく変わるわけですから、意見を全世帯から聞くということで案内を入れ、対応していただきたいというふうに思うんですよ。そうしないと、後であんなものが出来て大変なことだとか全然知らなかったということではまずいというふうに思いますので、一つこれは質問の前に要望しておきます。

質問なんですが、先ほど、いわゆる自然とか人とか歴史との関係との共生というふうに仰ってそういう点での、そういうことを結んだ IR ということがありますけども、結局はやはり、IR の中でそういうふうなギャンブルを行うということがコンセプトだという風に思うんです。というのは計画でも、全体の中でもそれについての影響についての問題が一番多くスペースをとって説明されているわけですよ。やっぱり、和歌山に、日本で初めてギャンブル場、カジノ場ができるということについて、やはりこの地域がそういうふうな街になるんじゃないかというふうな心配とか不安が多いんです。やっぱり計画を見ても、例えば 2030 年のプランでも、収益計画で、2,300 億円のうちの 80%がそういうふうなゲーミングだというふうに言ってるわけだから、それについてもはっきり向き合って、やっぱりそれについてどうかということやはり問うべきだと思うんです。今日のお話でも、IR はカジノじゃないんだというふうなことを、シンガポールの仕様の話に沿ってやるというのはちょっとまずいと僕は思います。やっぱり、そういう街に、そういうことをするんだから、これについてどうなんだと。治安はどうなのか、或いはそれによって随分影響あるわけだから、そういうことについてしっかりこれ向き合って、対応していくということは必要だと思う。多くの市民は、話を聞けば、やはり不安だねというふうに声が上がっておりますんで、是非それは、通り一遍の説明会ではないと思いますけれどもやっぱり、そういうことはないようにしていただきたいというのが 1 点。

それから、実はあの地域で、液状化の問題があると思うんです。例えば、大地震が起こった時にどうなるかとか不安があります。あそこは人工島ですから、そういう点では、どういう岩盤なのか。地下は、以前は海面だったわけだから、そういう点についての調査とかいうのはどうなっているのか、或いは道路はどうなのか。それについての費用は、果たして事業者がやるのか県がやるのかなど、もう少しはっきりとしたご説明をお願いしたいと思います。

一番最後ですけど、この説明会に、なぜ事業者が参加していないのかと思うんです。本当は事業計画

の中身について聞きたいこと、不安がいっぱいあるわけで、そういうことについては本当は県の当局からお話するのはいいんだけど、それだと、それを実際この事業者が、どうなんだということをお見えになって説明していただいてこそだと思うので、これについても、やっぱりそういう点では、事業者が参加した説明会というのをしっかりやっていただきたいというふうに思います。以上です。

(和歌山県)

ご意見ありがとうございます。回答させていただきます。3点あったかと思います。

まず1点目、依存症対策の関係でございます。スライドでも説明をさせていただいたんですけど、和歌山県では、この和歌山IRが仮にできましたら、依存症対策をしっかりやっていこうかというふうに考えております。世界に127か国で既にカジノというものがあるということで、既にそれがあって、そのカジノが成り立っているということは、この依存症の問題というのは、一定その対策がなされているということの証明だというふうに思っております。シンガポールの実例が出ておりましたけれども、依存症の数が減っていったという現状がございます。その先進事例を見ながら、日本国はIR整備法をつくりまして、その中で、非常に厳格な依存症対策の仕組みをつくっております。それはもう、スライドの中で説明させていただいた通り、入場制限をきちんとさせていただきますし、その中で依存症対策というのがしっかりしているということでございます。合わせて、過去によく依存症が増えたということで、ニュースになっていた海外事例で、過去にあったというのは、IR、カジノの中の対策だけで終わっていたということが原因だと言われております。IRの中の対策だけじゃなくてですね、周辺の行政団体、それから地域の関係機関と連携して実施していくことでシンガポールのように依存症の問題というのは解消したというふうに思われておりました。それが一定やり方が確立されているという状況でございます。和歌山県におきましても、令和2年に、ギャンブル等依存症対策推進計画というものを策定しまして、啓発事業とか、或いは予防教育、小中高の予防教育、それから相談体制、こちらもう既にでき上がっておりますけれども、精神保健福祉センター、或いは保健所で相談体制を充実しております。加えて、医療機関につきましても、すでに4か所指定をさせていただいております。この後、各地域でできるように広げていくということを考えております。それから、自助グループへの支援ということも、立ち上げとか、活動の支援というのをやって参りますし、それから、実際に本当に依存症が現れていないのかということが、しっかりモニタリングできるように、国に区域認定がされれば、まずは、和歌山県の状態がどうなっているかということ、実態調査を毎年行いまして、その状態で依存症の率が上がっていないと、初回実測値から上がっていないということを目標に掲げておりました。それを計画にしっかり書いた上で、毎年やっていくということになります。それで、今の計画上は、対策としては一定十分だというふうに思っておりますが、ただこれ走り始めたらもう終わりというわけではなく、このIR整備法は、非常に厳しいレギュレーション、規制がかかっておりました。今回国に提出していく計画というのは10年計画でございます。それで10年間みて、そのあと、

5年毎の更新という手続がございます。今回こういう住民説明会させていただきましたし、パブリックコメントもしますということですが、更新の際にも、同様に住民説明会、パブリックコメント、立地市である和歌山市の同意ですね、それから県民の代表である県議会の議決ですと、こういうことを5年ごとにクリアしなければ、IR事業は継続できないという状況になっておりますので、計画に書かれている、経済効果或いは雇用効果、それからマイナスの面であります、治安とか依存症の数が増えているとか、そういったことが起こっている場合には、勿論国の方から指導を受けます。それは毎年毎年モニタリングもされる形になっておりますし、和歌山県も評価するというようになっておりますので、そこで、きちんとIR事業者には是正をしていく、ほったらかしじゃなくて、国も我々も口を出していけるという仕組みになっておりますので、ご理解を賜りたいというふうに思っております。

すいません長くなってしまって、後2点ございます。液状化の問題です。現状、液状化につきましても、大阪は埋め立てて間もないということで液状化リスクがあるというふうに言われておまして、市も負担すると言っておりますけれども、和歌山県においては大阪と違い、測った数字というのが、実際に測ったのが2か所あり、区域内で測っている部分と区域外で測っている部分で実は違う結果が出ています。IRを実施する区域の外、具体的に言いますと、北側のマンションの辺りで測った場合は、液状化の危険性は無いと出ています。一方で、区域内の一部で測りましたら、液状化の危険性があるというふうに出ています。

(質問者1)

場所はどの辺なんですか。

(和歌山県)

わかやま館のあるあたりです。あそこは県有地になりますので、そこを測ったときにですね、液状化の危険性があると出ています。ただし、そういった状況を、事業者の公募の段階で示しておまして、事業者とは、そういう状況で液状化対策が必要になったとしても、そういった費用につきましても和歌山県は一切お金を持ちませんということで、合意した上でやっていくということになっておりますので、液状化対策に和歌山県が費用を負担するということはございませんということでございます。

それから、なぜ事業者が来ていないのかというご質問でしたけれども、実はこの民設民営事業であると言いつつもですね、やはりそのカジノが施設の中にあるということもありまして、IR整備法上は、国に計画を申請するのは、事業者と県で計画をつくるんですけど、申請主体は県になっております。ですので、今回、県が主体に話をさせていただくということで、今回の会を開催させていただきました。以上でございます。

(質問者1)

もし決まったらもう一度見えるんですか。事業者がね、まだはつきり揃っていないと思うんだけど、全体として

決定したら、改めてお見えになって進められるんですか。

(和歌山県)

勿論認定をいただきましたら、IR 事業者、今は SPC と言ってるんですけども、きちんとした IR 事業者が決まることになりますので、その際には、計画やその工事に入るにあたって、皆様方に説明をして、色々なことを相談しながら進めていくと、いうふうな形でございます。

(質問者 2)

私は、布引におります視覚障害者なんです。それでやっぱり治安のことを一番心配してます。夜にちよつと出て、帰ってくる時なんか、やっぱりそういうことを心配しているんですけど、今はまだ決定ってわけではないんですね。200 万から署名が集まってるってことを聞いてるんですけども、反対署名。それ議会がまだ終わってない時点なんですよ。だからそれがまだ決定じゃないですよ。そして、あと今コロナ問題がありますけども、外国の人が日本に来る段階でも、やっぱりちよつとすぐには来れないと思うんですけど、その対策も、なんかちゃんとされてるんかっていうこともお聞きしたいです。

(和歌山県)

ありがとうございます。3 点いただいたと思います。まず、治安の対策でございます。こちらは治安といいましても、色んな問題があるかと思っております。IR の区域内ですね、施設の中、これは勿論事業者が徹底的にやって参りますけれども、その周辺の地域ですね、ご心配はそうだと思います。周辺の地域につきましては、先ほどスライドでもご説明させていただいたんですけども、この地域周辺に新たに交番を設置しまして、警察官の増員も勿論考えておりますし、パトロールできるように、警察車両の増加といったようなことも考えておりまして、治安対策は徹底してやってまいるということで、ご安心をいただけたらというふうに思っております。そういう意味で言いますと、その交通の対策とかも一緒なのかなというふうに思っております。歩道とかの整備につきましても、我々この事業で言いますと、毎年 310 億円のお金というのが、今の計画では入ってくるというふうになっておりますので、そういったお金を使って、一番ですね、周辺地域の安全、それから、生活の影響を抑えていく対策っていうのをしっかりしていきたいというふうに思っていますというのがまず 1 点目でございます。

そして、2 点目、もう決まったわけじゃないよねという話でございます。勿論そうございまして、今後、まずは立地市であります和歌山市さんからこの計画への同意をいただくという手続きがあります。それをクリアできれば和歌山県議会で議決をされると。これで初めて、計画を国に出していけるということになりますので、その提出期限が 4 月 28 日であるということでございます。

次に、3 点目、コロナの対策。今ちよつと外国人は入って来れないんだけど大丈夫か

という話でございます。こちらにつきましては、我々も、いつまでもこのコロナの状態が続くというふうに思っておりませんし、どこかでこの対策についても決着がつくんだらうということで考えております。ただ未来のことは誰もわからないんですけども、この4,700億円を投資するのはですね、我々和歌山県ではなくして、IR 事業者でございます。そういった先々のリスクも踏まえて、和歌山県でIR をすることについて、回収できるという自信を持って参画してくるということでございますので、そのあたりは、事業者としては大丈夫だというふうに思っておるというふうにお考えいただければというふうに思います。以上です。

(質問者 3)

私が、聞きたいのは一つです。以前、県が公表していた事業者のサンシティグループが、アメリカから中国マフィアと認定されて、オーストラリアからは入国禁止となりました。それでクリアベストとか、今度の新しい事業者が変わったと思うんですが、今度の事業者が、中国のマフィアではないという保証はどこで判断されたんでしょうか。最初の時は、何にも完全な調査ができていなくてだまされて、その後少しの期間で、そういう調査能力が和歌山県に備わったとは考えられないんですが、そんな簡単なものじゃないですよ。こういう世界相手ですから、マフィア相手ですから。和歌山県が現に交渉していた相手が中国マフィアだった、この責任は重いと思うんです。次の選ばれた、今のカナダといっても、多分中国も入っていると思うんですけども、この事業者が、今度は中国マフィアではないと言えますか。そこが問題ですよ。そういう、整備計画がいろいろと書かれていたけども、中国マフィア相手にこういう整備計画なんて、全然実現出来るとは思えません。まずは中国マフィアではないかどうかです。以上です。

(和歌山県)

まずご質問への回答の前に、ちょっと事実を間違っているところもあるので正しながらさせていただきますが、このIR 事業というものは我々県が事業者公募をしました。事業者公募をした時に応募してきたのが今お話にあったサンシティと、今我々がやりとりをしているクリアベストのコンソーシアムです。この両者から、事業計画を出していただいてそれをいわゆるコンペにかけまして、有識者による審査委員会によって点数をつけていただきました。点数をつけていただいた結果、サンシティ、クリアベスト共に合格ラインには達していましたが、点数としてはサンシティの方が上だった。提案された計画の内容自体はサンシティ、クリアベストの順だった。ただ、和歌山県が事業者選定をする時は、この提案と並行して、県自身が、今お話があったいわゆる背面調査、カジノ免許を得るにあたって、障害となるようなことがないかどうかということで調べております。この我々の調査結果と、審査結果を両方合わせて、事業者を選ぶということになっております。この背面調査に関しては、最終的には、国にカジノ管理委員会という専門のカジノ免許を付与するための機関がありまして、最終的にはそこが厳格な審査をやることになっている。ただIR 整備法上、自治体においてもできる範囲内で調査をしていきなさいというふうになっています。我々は国と

違い、我々自身の能力の問題がありますので、いわゆるコンサルティング会社とアドバイザー契約を結んで、背面調査を行っていたということです。サンシティに関しまして先ほどアメリカで中国マフィアと認定されたというご発言がありましたが、そういう事実はございません。また、オーストラリアにおいてもそういう事実はございません。ただ、オーストラリアにおいて、問題となったのは、オーストラリアでカジノ運営している事業者のある一つの部屋の中で、サンシティが管理している部屋があって、そこでマネーロンダリングが行われたという、報告書が出たということでございます。ただ、この報告書が出ましたが、オーストラリア当局がサンシティを捕まえたり、裁判で訴えたという事実はございません。ただ、行政文書の中で、サンシティはマネーロンダリングをしたと書かれたものですから、我々は当然背面調査上問題視して、これが事実でないというのであれば、そういう事実じゃないということの証明を出しなさいということで、やりとりをしていた。そのやりとりをしている過程において、サンシティが、コロナの状況などを踏まえて、結論が出る前に辞退をされたということでございます。ただ、結果的にどうなっているかという点、サンシティは中国当局によってマネーロンダリングで会長の周さんが逮捕されたということです。ですので、アメリカやオーストラリアが、サンシティを訴追したという事実はございません。一方、評価委員会の評価で、点数が上だったサンシティが辞退されたという中で、クリアベストは一応合格点に達しております準優位者でございます。クリアベストについても、サンシティに対して行ったのと同様の背面調査をかけて、我々が今現在把握している限りにおいて、カジノ管理委員会がカジノ免許を与えるにあたって、障害となるようなものが、現時点では我々としては発見していないということでございます。

(質問者 4)

私和歌浦に生まれたいです。そして、今現在はこの近くに住んでいますが、日本遺産和歌の浦、それから和歌山市の観光経済発展に関わって、絞って質問をしたいと思います。説明会が開かれるから、住民投票の必要がないということで市長と市議会がそういう結論を出されましたよね。ですから説明会はしっかり開いていただいて、みんなの意見をぜひ聞いていただきたいと思うんです。

この西側に和歌浦の天満宮があります。天満宮の階段を上がって、境内から楼閣を額縁に見立てて、和歌の浦を見たら絶景です。正面に見えるのがマリーナです。そこに、今日は配られたところにも出てますが、あのだかい建物が建つんですね。高さが 103 メーターと聞いてるんですが、横がどれぐらいの幅になっているか、いずれにしても、ああいうものがあそこにバンとできたら、それも夜になるとライトアップされるということですので、海のその辺に居る魚はびっくりするやろなと、道真公がこのことを知ったらどう風にも思われるんだろうなと思うんです。そのデザイン性については、何か言われてますね。和歌浦にそびえ立つ現在の鳥居とか、混じりっ気のない日本発見の旅を誘う建築とかそういうことを言われていますけれど、美辞麗句を並べた言葉だけが空回りしていると思うんです。デザインや美的感覚は人とか国によっても違いますが、これがあそこに建ったら、日本遺産の指定との関係でどうなるのかということをお聞きしたいんです。世界遺産だったら、これは世界遺産指定が取り消されます。こういうものが建って日本遺産との関係。景観がどうな

のかということをお聞きしたいというのが一つです。このマリーナの近くの片男波に万葉館という建物があり、和歌浦の歴史に関する資料を展示しています。この建物は、周辺と景観との関係で、建物を低くつくられています。ですからそこから見てもこれで良いのか、いうことをぜひ聞かせてください。

質問の 2 点目は、先ほども出ておりましたが、これを建てるということを考えた業者がなぜ説明をしないのか、これが問題なんです。建築物こういうものが決まる前に、住民の意見を聞いて合意を得るべきではないのか。ですから決まるまでに、ぜひ県と市が指導していただいて、業者がこの場に来るということ、確約して欲しい。

3 点目はですね、和歌山市が今現在取り組んでる SDGs 未来都市との関係、それともう一つは、ポストコロナとの関係で、IR 事業がどうなるのか、どう見るのか、こういう点です。県は経済発展のために、これからの和歌山のために IR カジノをやるというふうに言われますが、私はこの SDGs との観点、それとポストコロナとの観点で、和歌山が進める計画は間違っているというふうに思うんです。大型観光施設をつくってですね、ギャンブルで、大量のお客を呼んで、365 日 24 時間休み無しの IR カジノ、これが、SDGs が目指している方向というのは持続的・継続的発展なんです、それがどう結びつくのか、私はこれは逆行していると思うんです。基本構想は 2018 年 5 月に策定しましたね、この冊子今日も持ってきてますが、この場で、県からの説明を私が受けました。和歌山市の SDGs は、その翌年、総理官邸で認定されたわけですね。当然この最初の計画案の中には、SDGs について関連する対応はありません。そしてコロナ感染が広がったのは 2019 年です。ですから、コロナ感染も和歌山の SDGs のビジョンも関係ない前の年に計画案がつけられたんです。それが、この SDGs に取り組んでいる和歌山市、それとコロナ感染が広がった今の現状に合わせて、この検討を何故しないのかをお聞きしたい。

最後です。コロナ禍の前はですね、ギャンブルがなくても和歌山の観光客が増えていました。それはどういことが原因によるかということ、県がどういふう認識されているのかをお聞きしたい。和歌山大学の観光学部の原田教授が、ポストコロナの時代、和歌山の観光資源を生かした SDGs の理念の持続的発展ということについての貴重な見解を提言されております。このような方向を検討されたのかどうか。そして、検討をされてこの結果であれば、その内容を教えてほしい。以上です。

(和歌山県)

ありがとうございます。たくさんご質問ご意見いただいたと思います。ちょっと漏れてしまうかも知れないんですけど、漏れてしまったら仰ってください。

まずですね、住民説明会にクリアベストが来ていないんじゃないかというお話につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます、一旦計画につきましては県が申請主体であるということで、我々は今回説明をさせていただいてるということでご理解いただきたいというふうに思っております。ただ認定をされましたら、勿論、先ほど申し上げましたとおり実際この計画をどう動かしていったら、どれだけ影響があるのかということも勿論、地元の方々が一番影響があることでございますので、それは責任を持ってですね、和歌山県も事業者も一緒になって説明をしていただき、ご理解いただく形でやっていくということになりますので、その辺、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

日本遺産の関係で、意匠のデザインがどうなのかというお話でございます。こちらにつきましては、多分色々な方々の感覚というのがあろうかと思えます。ただ、現提案では、施設の外観は、ガラスですということによりまして周辺の環境、景観を写し込むような形で、周りに溶け込むというような状況をつくり出すということで、周辺の景観に配慮した形ということで提案をさせていただいております。あと高さの問題も仰っていただいたかと思えます。仰っていただいたとおり施設の高さは約100メートルぐらいを想定しております。都市計画の中で、法令に遵守するような形で、きちんと整備をしていきたいというふうに思っておりますので、このあたりご理解をいただきたいと思えます。

あと、コロナの対策のお話でございました。コロナの関係につきましては、先ほどちょっと今の計画ではコロナ対策がなされていないんじゃないかという話でしたけれども、実は、国の方でも、このコロナ禍の関係で、IRの計画の進捗スケジュールって遅れておりまして、実際初めに、基本方針、こういった計画を出す前に、我々は国の基本方針、IR整備法でも勿論そうですけれども、国が出している基本方針に準じて計画を書かなければいけない形になっておりまして、その基本方針の当初できたものから、このコロナの状況になったということで、国も基本方針を変更しております。コロナ対策をしっかりしろということになっておりますので、我々もその後、その基本方針に基づいて、募集要項を変更し、事業者もそれを加味した上で、出しているということになります。具体的に仰っていただいたんですけども、非常にものすごく多岐にわたります。施設内を非接触型の形にできるだけするとか、建築関係のところでも換気が24時間は勿論ですけれども、あらゆるところで出来るようにするとか、いろんな提案がなされておりまして、一つ一つ説明するのは困難ですけれども、今行われている一般の消毒とか検温とか、それから施設や椅子の素材に感染を防御するような素材を考慮するとか、いろんな対策がなされておることです。コロナの関係のことは関与しておりますし、勿論来場者が減るんじゃないかということも踏まえてですね、参入してくるということでございます。ですので、MICE施設につきましても、ハイブリッド型施設ということで、オンラインでの会議なんかも実施できるような体制、設備を備えているということでございますので、ご理解を賜れたらなと思えます。

SDGsの方は、我々が今示しているIRのコンセプトの中に、サステナビリティっていうことを入れさしてもらっています。SDGsに関しては産業とか事業そのものではなくて、この事業を行う事業者そのものが取り組むべき目標でございます。持続可能な開発目標という形でございます。我々の計画の中にも、景観、低炭素社会の実現でありますとか、産業廃棄物等の発生の抑制、天然資源の活用、循環型社会の実現そういったことも全て含めて、SDGsの理念に沿った形のIRを形成していきたいというふうには考えてございます。

もう一点コロナ前には観光客がいっぱいあったという形でございました。和歌山県は元々ですね、企業振興、企業誘致に加えまして、県内の観光産業でありますとか、すべての県内産業の振興策を講じて参りました。それでもなお、和歌山県の方は人口減少が止まず、衰退していくというふうな方向を見せてきましたので、我々としては経済の中に新しい要

素を入れていかなければならないと、経済の構造そのものを変えていかなければならないのではないかという危機感を持ちまして、そうであれば、経済の新しい要素として、大きな経済効果をもつ IR というものが国の方で導入されましたので、これは和歌山県として、是非とも誘致して、地域の活性化につなげたいという想いで、現在、推進しておるところでございます。IR ができますれば、既存の観光客に加えましてですね、世界中から家族を伴うビジネス客がやってきます。このビジネス客は、IR に滞在するだけでなく、IR を通じて、県内各地に、観光客として、送客システムを通じて、送り出して県内各地で観光消費をしていただくことによって、コロナ前より、より地域の生活と県民生活が潤うという形のことを構想しておりますので、その辺はご理解いただきたいというふうに考えてございます。

(質問者 4)

回答が漏れています。最後に私が質問した、堀田教授が言われていることなんですが、SDGs の理念とコロナが発生した後のことも考えた和歌山の経済発展、観光政策について提言されている。これから考えたら僕は今回県が出されてることはおかしいと思うが、それを検討されたのかどうか。教授の提言を読まれたのかどうかということを知りたい。

(和歌山県)

教授の提言というのは私ちょっと拝見してないんですけども、勿論我々のこの計画をつくるにあたり、コロナの影響を中長期的な視点で注視していかなければいけませんけれども、事業者からの聞き取りであるとか、我々のコンサルの考え方であるとか、そういうのを全部お聞きしてですね、コロナを見据えたアフターコロナの IR のあり方について、先ほどもちょっと説明させていただきましたけれども、動画の方で、MICE 施設でありますとかですね、そういったところで、リアルの開催とオンラインの開催とのハイブリッド化でありますとか、そういうことも含めて、総合的にコロナの影響を勘案した計画をして、出しておるわけでございます。

(質問者 5)

財務的な問題を質問させていただきます。端的に申しますと、北海道の夕張市のようなことにならないのかなと心配を持っています。先ほど、和歌山県が財政的な援助をすることはないと仰いましたけれども、これはイコール、もしこの計画案が、この計画案どおり順当に進まなくて、例えば赤字が出た場合に、和歌山県に、その債務を負担する責任があるのかないのか、まずあるとすればどの程度、無いとすればそのことを担保する文言が、この国に出す申請書の中に文言がどの部分に明記されているのかお聞きしたいと思います。

(和歌山県)

この IR 整備法自体が、この IR 施設を運営するのが民間事業者だというふうにしており

ます。だから、よく昔だったら第3セクターとか言って、県が出資して、別企業みたいなものをつくってということがあるんですけど、このIR整備法上はあくまでも純粋に民間事業者によって運営させなさいとなっております。ですので、法の立て付けとしてはですね、建設、運営については民間事業者がやると、民間業者が赤字になったときに県が支援しないということの証拠を示せと言うことですが、逆に言うと、そもそも支援することになっていないので、逆なんです。支援する場合に支援しますって書くことになるんだと思ってまして、何も書かなければ、当然、民設民営事業ですから、県が赤字の補填分を支援することはないということになります。恐らくご心配なのはものすごく大赤字になった時に、県が税を投入して、その赤字分を埋めないといけないような仕組みになってるのではないかということだと思っております、そういう意味ではもともとの法律の立て付けはそうはなっていないということです。

(質問者6)

ポイントという綴りの29ページから始まる、有害な影響排除への取り組みというところについて質問します。こちらではですね、ギャンブル等依存症対策とか治安対策という二つのことを挙げていて、これについての費用は、入場料から上がってくる50億円のところから捻出するというふうに書かれています。やらなかったら良いわけですよ。IR置かんかったらこれいらぬんですよ。なんかタコが足を食っているような形だなと思います。それよりも、私が心配する影響はIR和歌山ではなくて、カジノ和歌山というふうに呼ばれ、あそこはカジノができる、カジノする人が集まる場となることによる悪影響。しかも、そのカジノから上がったお金が、和歌山県の人たちに使われる。そこにも書いていただいていますよね。子育て教育、和歌山の子供たちはカジノの上がりです。文化、芸術、私も関わっておりますけれども、そういったものがカジノの上がりです。栄えているとなると、恥ずかしいです。こういうような悪影響について、金額として示せるものなのか、金額が示せないならば、どのようにこういったことについての対策を考えているのか。非常に、シンガポールは、成功したというふうに仰ってますけれども、シンガポール以外のところで、こういう困ったことが出て、ある国のあそこはカジノがあるから、あそこ行ったらあかんどか、そういう話はないでしょうか。そのあたり、どういふふうに県として調べられているかお聞かせください。

(和歌山県)

ギャンブル依存症対策について、少し誤解があるようなので申し上げます。今現在、当たり前の話ですが日本にはカジノがありませんので、カジノを起因とするギャンブル依存症というのは存在しません。しかし、現在でもギャンブル依存症の方がいらっしゃるわけですね。もう既にあるギャンブル依存症の方に対する対策っていうのは、IRがあろうがなかろうがやらなければいけないことだと思います。それはもう既に県が取り組んでおりまして、31ページを見ていただくと、今現在ギャンブル依存症等対策推進計画というものをつくりまして、まず予防ですね。別にギャンブルに限らず、ゲームであるとかスマホであるとか、いろんな依存症がありまして、そういう依存症に対する予防のための予防教育というもの

を小学校の低学年からそれぞれの子供たちの成長段階に合わせてやっております。そして今現在、今までだったら、ギャンブル依存症の方でも、どこに相談すればいいかわからなかったというのがありますので、相談窓口を県内 10 か所に、精神保健福祉センターと各保健所に設置をしております。更にその治療をするために、今現在心の医療センターが中核施設になっているのですけども、さらに 2027 年までに、和歌山、紀北、紀中、紀南に専門医療機関を開設することにしております。合わせて、これは IR ができたことを前提にしていきますけど、県立医科大学と連携して、依存症の研究をしていこうとしています。更に、回復を支援するために当事者や家族会の自助グループを支援するというのを既に取り組みしております。それと別の話として、今、ギャンブル依存症でない方が、和歌山県に IR、カジノができることによって、新たにギャンブル依存症になってはいけないと、防ぐために、国の制度として、厳格な入場制限、今あるギャンブルですと入場制限がなかったりしますが、入場制限をすることで入る回数を抑え込むであるとか、マイナンバーカードを使って本人確認を徹底する、クレジットカードは利用させない、ATM なんかも駄目だよという形で使い過ぎを防ぐ。なおかつ県独自の取り組みとして、IR カードというものをつくって、あらかじめ使う額を設定してもらうことによって、のめり込んで破産してしまうということを防ごうとしている。事業者に対しては、24 時間対応の依存症相談窓口とか、依存症対策専門員を整備することを求めているということで、既存のギャンブルの依存症対策、すでに現在存在するギャンブルで依存症になっている方に対策をすると共に、IR ができることによって新たに依存症になる方をなくするという取り組みをしているというふうにご理解をください。

(和歌山県)

もうあと 1 問、質問があったと思うんですけどもう帰られましたか。納付金を活用して子育て、教育の充実であるとか、そういった施策をするのがいかなものかというお話がございました。

現在日本にはカジノはございませんけれども、公営競技がございます。競馬競輪宝くじこれがございます。こういったものも公益目的での賭博の違法性が阻却されているものでございます。公営競技の収益は、これも税金として納められておましてですね、同じように、我々の施策に使われておりますので、その辺のところの、毛色といいますか、違いというところはご理解いただきたいなというふうに考えておるところでございます。

(質問者 7)

私内原に住んでいるんですけど、地元ということで非常に心配しております。3 点か 4 点たくさん聞きたいことはあるんですが、要約して聞きたいと思います。

まず概要の説明書なんですけどね。私たちは政府でつくっているような専門家会議のメンバーとか、学者の会議とかそういうものではないのですから、これを読ませてもらったんですけど、まずもってこれ全部もって

不親切。県が自画自賛をしているとしか感じられませんでした。と申しますのはあまりにも横文字が多すぎる。横文字の説明だけで1時間や2時間では足りません。本当にこれで一般の方々、私どもの水準で理解してくれというのは間違いだと思うんです。もう一回根本的に作り直してもらわなければいけない文章だと私は思いますね。さらに内容を見せてもらうと、まったくもって砂上の楼閣ではないかという感じがしています。こんなもの出来るんですよといっても具体的には一個もありません。まず県が選定しようとしている事業者、これにはどんな調査をされましたか。田嶋さんが言われたコンサルタントにお願いしましたとのことですが、コンサルタントから返ってきた資料だけで県がオッケーしたということですが、その内容は県がコンサルタントに出すときにこういう内容、こういうことということを項目別に出しましたか。そういう資料もないでしょう。返ってきた内容も我々は全くわからないんです。それで行きましょと、ゴーサインをかけたということに呆れているんですよ。実際にどんな事業をやって、どういう内容の利益を上げて運営をやっていくかということが明確になっていないでしょう。会社もあるかないのかわからない、一社だけではなく、あれとこれと合同してというような、なんだかわからない会社を相手にしているんだから。そして更にこういう会社と契約するというので、こういうことについては県がちゃんと指導しますとか、内容についてはこうですとか、契約条項が一つもありませんね。県がどこまで管理監督ができるのか。先ほど仰られたように、民間の事業でありますから県もタッチできませんとそういうすましたことで済むわけではありませんよ。区域整備計画とかの中でもその利益でやりますと言っていますが、民営の会社でこうやいなさいよと県が言えるのですか。あなた方が言っていることと逆なんですよ。そこところで権利意向は少しも明らかになっていない。区域整備計画についても、これだけ狭隘な中で、実際にこれだけの計画が実施できるのかはやはり疑問ですよ。JR 和歌山駅のトウダイの狭隘なところ、高速道路から対象地域へいくために新しい道路を作ろうと思えば、こんなのは3年や4年でできることではないんです。十何年とかかるでしょう。こういうことを前提にしてこんな事業が成り立つということ自体がおかしいと思うのです。

最後に申し上げますが、依存者対策をしないとイケないような事業に県が手を出すということをして本当にいいのかと思います。私たちは本当に県庁に対して信頼を寄せています。だが、この事業によって私たちの信用は本当になくなりました。この博打の上がりをあてにして県政を運営しようとするんでしょう。そんな馬鹿げた事業に手を出すということを私たちは大反対なんですよ。和歌山の地域も文化も生活も全部殺されてしまいます。そういうことを平気でなされる県の計画に対して、そして、これだけ明確に県に億単位の金が入りますや、残り何パーセントが和歌山市に入りますと言われていますが、具体的な資料が何にもないでしょう。そして、調査の時にシンガポールがどうこう言われましたが、他の国で廃れてしまった、本当に廃村同様になってしまった地域、本当に文化が壊れ、地域が壊れ、全然寄り付かなくなった地域もあるということについて、調査をされたんですか、あなた方は良いことばかりを言われていますが全く砂上の楼閣というふうに私は思います。その辺についてはっきりとした総意的な回答をいただきたいと思います。

(和歌山県)

はい、ご意見ありがとうございます。たくさんいただきました。まず初めにですね、すいません、計画でお示しさせていただいているペーパーの内容が、横文字が多くてわかりにくいというご指摘、ごもっともだと思います。申し訳ございません。わかりやすくしていきたい

いなと思っておりますが、ちょっと事業者が、海外の事業者もあるということで、こうなっているということでご理解賜りたいと思っております。

あと、砂上の楼閣じゃないかということで、大丈夫か、できるのかというご心配でございます。主に資金調達の部分かというふうに思いますけれども、こちらは4,700億の投資を事業者が行うわけですので、事業者が確信を持って入ってくるということでございます。我々和歌山県がお金を負担して事業を行うということではございませんので、実際お金を払うのが事業者になりますので、事業者が出資をすると、資金調達をすると、その上で事業をやっていくということですので、コロナ禍の状況も踏まえて、民間事業者がやっていくということですので、我々はこの巨大な投資というものは、今現状においてなかなか呼び込むということは難しいというふうに思っております。今経済的にも、先行きがちょっと不透明な中で、こうした大規模な投資を呼び込むことで、和歌山の経済を発展していきたいということが県庁としての想いがございますので、こういった民間投資をぜひ呼び込んでいきたいということで、チャレンジをしていきたいということでございます。

事業者の調査をしたのかということでございます。これ先ほどの答えと被ってしましますけれども、我々、背面調査ということで、国の方から予備調査という形で実際に背面調査は国においてなされます。これはもう本当に徹底したもので、事業者自体、SPCで今後立ち上げる事業者自体の役員も勿論ですけれども、その主要株主となるようなところの事業者それからその主要株主の役員、そしてさらにはSPCの運営に支配的な影響を及ぼすもの、調達であったり融資であったり、そういったところも含めて、すべて国の背面調査が行われます。我々の調査で仮に漏れた部分があったとしても、カジノ管理委員会の方の調査というのは非常に厳しいものがございますので、こちらで調査をされて、綺麗な形で和歌山県のIRが開業されていかれるというふうに思っております。

契約の条項がないんじゃないかということなんですけれども、民間事業に口出しができるのかということでございます。こちらにつきましては、我々は実施協定というのを今後結んで参りまして、その中において、先ほどから仰っていただいた、例えば、液状化問題とか、そういったものが発生した場合、和歌山県が負担しないとか、そういったことでありますとか具体的にそこまで液状化まで書いてないんですけれども、そういう公募の段階で認めているようなところということは、和歌山県は負担しないであるとか、或いは事業者の帰責によるものにつきましては、事業者がすべてやれと、例えば経営不振で駄目になって撤退すると決めた場合であっても、施設につきましては事業者の負担でもって、撤去して出ていけというような形の契約を結ぶ予定でございますし、事業者と既に話をしている段階という状態でございます。ということをご理解いただきたいというふうに思います。

交通の関係のことも仰っていただいたんですけれども、こちらにつきましては開業するのが今の状態で2027年の秋ということをご予定しておりますので、勿論、認定を受けましたら更に詳細な調査を行いまして交通対策を徹底してやっていくということでございます。

あと、依存症対策を県が事業費を払いながらやらなければいけないのかと、入ってきたお

金でやるにしてもですね、そんなマッチポンプみたいな形でする必要があるのかということでご指摘をいただきました。こちらもちよっと重複しますが、新たなカジノ事業者がですね、徹底した依存症対策、カジノによる対策というのは、勿論、IR 事業者が思い切りするという形になります。それをカジノ管理委員会がしっかりチェックし、我々もチェックするということですので、IR に起因する依存症というのはこれによって封じ込まれるであろうというふうに思っております。一方でですね、和歌山県が実施する施策というのは、既存に、パチンコから或いは競輪競馬まで色んなギャンブルがありますので、既存の依存症の方っていうのもいらっしゃいますので、こういった方々に対しても我々が対策を強化して、ということで、カジノでは生まれぬ、それから周りでは減らしていくということで、初回、我々今後実測しますけれども、実態調査をした数値よりも下げていくというのが我々の目標です。何度も申し上げますが、この数値がうまくいってなければ国から指導を受けまして、和歌山県、或いは IR 事業者が徹底して、更に充実した対策を行っていくということですのでございます。

あとですね、すいません。他の海外の事例を調査したのかということですが、これが多分、依存症がたくさんあって借金まみれになってとかっていうようなことで、ご懸念されてる海外事例って韓国の江原ランドのことをおっしゃられてるのかなというふうに思いますが、こちらは和歌山県の方も勿論調査に行っております。その上でですね、これ我々だけが言ってるわけじゃないんですけれども、韓国の江原ランドのカジノというのは、先ほど申し上げましたけれども、カジノ事業者のみが対策を行っていたという実態がございまして、その後、世界的な知見も含めてですね、地域の対策と一緒に包括的に実施していく、先ほど申し上げた教育とか、相談体制、事業体制とかそういったものをまとめてやっていくことで、依存症を減らしていけるんだという知見があるということですので、その後どうなっているかという、江原ランドの周辺環境が良くなってきているというふうに聞いておりますので、そういう説明で終わらせていただきたいというふうに思います。以上です

(質問者 8)

3 点ほどあるんですけども、一つはですね、先程来、お答えいただいている、赤字なり、撤退なりということになったらどうなるのかということなんですけども、実施協定というお話が出ました。例えばですね、今はまだ実施協定を結んでない状態で、先ほど事業者との間では、論拠されてるということでありましたけども、仮に裁判かけられる、撤退したから、元々見込んでいた収入が見込めないということで裁判されるとなったら、どうなるのか、想定された議論はしてらっしゃいますでしょうか。これが 1 点です。

あとですね、液状化の問題なんですけども、これもやっぱり事業者の方が来てもらわないと答えられないという回答があるのかなと思うんですけども、100 メートルという巨大な建物が建設予定されているということなんですけども、先ほどボーリング調査を 2 ヶ所と仰いました。それで果たして、大丈夫かっていうことで仰られたかどうかをお聞きしたいんですね。そしたら、安全性を保つためには、どれぐらいのボーリングなりその調

査が必要なのか、そしてどのようにして実施するのかわかるかですね、教えていただきたいなど。その費用はどのくらいになるのかということも教えてもらいたいと考えております。

あと依存症のことですけれども、依存症のことについては、質問がたくさん挙げられましたけれども、やはりこれだけの計画してらっしゃるということで、やはり危惧されてると思うんですよね。そして、入場料で 50 億円の収入を見込んでいるということは、相当な来場者を予定されてると思うんです。年間で 200 万人ぐらいのカジノへの来場者っていうのを予定されてるんじゃないでしょうかと考えております。IR 全体のカジノの収益は 80% ということで、この納入金の 26 億円という数字を見たらわかるんですけども、80% の収益というのは、これは間違いのない計算だと、私どもの主張している通りだと考えますが、世界的なカジノの収益率は 7% と言われておりますので、これ、年間の掛け金でいうと、2 兆円ぐらいを突っ込まないと、1,700 億円っていうのは、粗収益にならないと考えております。ですから、これ、やはりどれだけの人数に利用してもらって、どれだけのお金を突っ込ませるか、突っ込まなければいけないのかっていうのが、このカジノの粗収益を、稼ぐ基本になってくると思うんです。いくら依存対策をするって言うても、来るためにこの経営対策をするわけなんですよ。その収益でもって稼ぐために、集客をする、その集客をするためには、交通費もタダにすとかですね、いろんな戦略を巧みにして、このカジノの客にさせるわけなんですよ。これはもう世界的にもどこでもやってることだと思うんです。ですので、ここも、本当に病気を生んでしまう、生むというような事業というのはどうかと思います。また、シンガポールのことをおっしゃいましたけれども、シンガポールは、行政として市民に利用させないということが、事実としてあるのかなと思うんですけども、そこをですね、理由にしてシンガポールを例に例えられるのはちょっとおかしいかなと思います。そしたら、日本においても、和歌山市においても、和歌山県においても、県民市民に、カジノを利用させないというような条例を作っていただきたいと考えております。以上です。

(質問者 7)

回答残ってるよ。コンサルタントに関するやつで。

(和歌山県)

それはですねすみません。ちょっとお答えしたつもりだったんですけども、和歌山県においては先ほど申し上げたように、コンサルタントに出してやっているというのと、それから警察への反社会的勢力への調査というのは勿論やっておりますけれども、その上でですね、実際は国の方でもっとしっかりとした背面調査がなされるということでございます。県の方に求められているのは、その前の予備調査ということですので、そういう説明をさせていただいたつもりでした。

(質問者 7)

その予備調査に関することを質問させてもらったんですよ。コンサルタントに出すときに、こういうことを調べてくださいとか、その会社に対してのあらかたのディテールとかがあると思うんですけどね。そこらのやつをね、県からこういうことを詳細に調べてくださいということをやちゃんと項目別に依頼をされたんですか。そして、この

回答はということだったんですか、という資料がね、全然出てきませんのでね。我々はただ県がコンサルタントの言いなりになってると。例えばコンサルタントが、その新しい会社と結びついていたらどうなるんですか。いいことばかりしか書かないでしょう。それを県が鵜呑みにされたんですよ。そこらのところには不信が募るんですよ。それをはっきりと申してください。

(和歌山県)

今仰られたのと、コンサルタントと、調査対象となるところが結びついていることがあり得るんじゃないかという話だと思うんですけども、それはそうできないようにしています。もともと我々が選んでいるところと、対象となるところがですね、何らかの関係があってはいけないとなっておりますので、そういうことはありません。コンサルタントに対して、どういふことを調べろと言ったのかということ、いわゆる公示情報、表に出ている情報なんかをすべて徹底的に調べなさいっていうことを言っております、調査結果を公表すべきじゃないかということには、個々具体的にいくと、色々企業の秘密情報なんかもありますので、すべて明らかにするわけにはいかないということです。

(和歌山県)

別の方のご質問で、実施協定のお話で訴えられる可能性はないのかという話なんですけども、もともと和歌山県がその赤字になった時に補填するというふうな契約内容であれば、当然補填しなければ訴えられますよね。でも、そういうことでなければ、訴えるのは勝手ですが、訴えるのはどんなことでも訴えられるので可能ですが、通常契約に無いようなことで訴えられることがないと思っているのと、この実施協定という仕組みはですね、県と事業者との間で結ぶのですが、これ実は法律上の事項で、実施計画は国土交通大臣の認定がいるんです。国土交通大臣が認定しないと、確定しませんから、国がチェックをするという仕組みになっています。

そして、液状化の話なんですけど、大阪と何が違うかということ、大阪は公共で埋めている市有地ですよ。土地の所有者で、土地の貸主である。だから土地の所有者で、貸主であるということの責任でもって、液状化を自らやるようなことを仰っているんだと思うんですけど、お忘れになってはいけないのはマリーナシティは民有地です。全くの民間の所有地です。IRのために、県が一旦権利を抑えているのですが、IRがなくなった後は、純粋な民有地なんで、民間事業者が開発することができます。民間事業者が開発する時に液状化の調査をするのは、当然民間事業者です。なので今回のIRに関しても、県が液状化の調査をしたというのは、これ、やり過ぎですよ。県がやるべきことではない。液状化の調査は当然民間事業者にやってもらう。今現在あの土地は大阪と違ってもう既に100メートル近い建物やマンションが建ってますよね。そのため一定、土壌がどれぐらいのものかっていう推測がつくということでもあります。つまり、我々が、県として把握している限りの情報を事業者に与えて、あとは事業者の判断でやりなさい。危険だと思ったら和歌山県に提案してこなくて

いいよということです。実際どうしてるかという、彼らは今全くまっさらな土地ではないってことを前提にある程度その土地について想定をしていて、ある程度の液状化ということも、考慮に入れながら、事業費を組んでいるということです。ただ実際に建て始めたときに、思った以上のことが起こるとか、それはあると思いますが、そのリスクはすべて事業者の方にあります。そういうふうな、元々公募の段階でそれを条件に募集をしているということです。

(和歌山県)

液状化の話、もう1点だけすいません。それが必要になったらなされるのか、なされなくて、建物が建つんじゃないのかっていうご不安もあるのかなというように先ほど聞いていて思ったんですけれども。こちらの方はですね建築許可を、国の方とか必要な機関に出して行いますので、液状化の危険性がないかというのは勿論事業者が調査をして、その結果で危険性があると出た場合はですね、その対策をしないと建築の許可がおりませんので、建物が建てられないということになります。固い地盤に杭を打つといったような工法を行って、それだけじゃないですけれども、対策が事業者の責任においてなされるというふうに考えております。ですので、建てたはいいが、液状化で崩れてくるというようなことは、日本の法律においては有り得ないということでございます。

(質問者1)

一番冒頭にね、私が質問したこと、今の話がちょっと違うんじゃないかな。2ヶ所ね、調査して1ヶ所が固いと、今マンション建てるどころと、もう1ヶ所については具合悪いということがあると。今度ね、計画で、大きな構造物をつくるってのはその具合が悪い地域の上へ立つということになるんですよ、あそこは。だからそれは当然なんかそういう心配があるんだったら、調査する上で売るんだったら、それは調査して大丈夫だというふうにしなきゃならないんだよね。それは県のすることとは違うと、一旦スタートして民間業者がやったらいいんだというのは、いかにも無責任だと僕は思う。

(和歌山県)

いや、これはですね我々公募選定のときに、その一定の手続きの中で、事業者さんと競争的対話っていうのをやっています。これは何回もお話し合いを重ねました。県としましては、事業用地に瑕疵があった場合、土壌汚染であるとか、地盤改良の必要性があった場合、こういった場合についても、県は一切責任を負いませんと、そういう条件を示した上で、それで良ければ、コミットしてきてくださいということを、我々は、伝えておまして、向こうも理解してきてくれていますので。

(質問者1)

それを、例えば、建てる前に、その民間業者がボーリングをして大丈夫だというふうにしてやるということ

返事もらってるんですか。それはもう民間業者がすることなんだから、県は知らんというわけにはいかんでしょ。

(和歌山県)

ちょっとご心配していただいているんですけども、日本の法律において、建物を建てる時に、地盤の調査をして、その調査で危険だというふうになれば、液状化対策をしなければいけないことになってまして、その対策をして、国の許可を得ているような、関係行政官庁とですね、許可を受けた方法でもって建てないと建てられないということでございます。

(質問者 1)

あのね、僕らはあそこへ住んどるんですよ。毛見に。そばにおるんですよ。だから一旦建ってね。そういうことになってえらいことだと後の祭りにはならんんですよ。そういう心配があるとたくさん書かれているんだから。それについては、責任もって対応した上で、大丈夫やと言わなかったら、こんな計画なりませんやん。だから、一番冒頭に言いましたけど、毛見とか布引とか黒江とか日方に住んでいる者からしたら、一旦建ったら40年間あんな大きなものと一生生活するんですよ。治安があれば、住環境もそうですよ。大きな地震があれば津波が来たらどうなるかとかいっぱい心配するんですよ。そういうことについて、商売してOKだったら後はもう、営業してる者がやったら良いよというわけいかなのだということについて。やはり、もっとしっかり捉えてやって欲しいですよ。だから、僕らには極めて無責任だと聞こえるんです。

(和歌山県)

我々は先ほどから法律上の話をして参りました。ここからは対策事例について話をさせていただきます。今後、事業者と交渉をずっと重ねるわけなんですけれども、その時には確認をとって進めていきたいというふうに考えてございます。

あと、白い服を着た方(質問者8)からですね、緻密な計算で、これだけ儲けるにはこれだけの金額を投入しなければならないという話がありましたけれども、これはもうSPCやIR事業者の中でカジノ部門を担う部署がどういった客層を狙っておるかっていう、戦略の問題でございます。我々はギャンブルをしませんけれども、我々みたいな者が行って、1日遊んだとしてもこれはしれています。一方、いわゆる超富裕層、VIP層の方が、嗜みとしてカジノというものを楽しんでおられるみたいです。多くの場合のIRはそういった方をターゲットにしておるといふようなことは聞いてございます。

(和歌山県)

先ほどシンガポールでは、シンガポール人をカジノに入れないという話があったんですけどそれはそうじゃないはずですよ。今、日本がつくろうとしている制度と同じように、入場料をとったりとか、入場回数制限のことをやっていますけれども、入れないようなことはしていないはずですよ。というのは、シンガポールがやっていることを参考にして、日本の制度そのものがつくられているからです。

(質問者 8)

10 パーセントは超えないとか、相当低い数値を決めて入らせないという条例みたいなものがあるよだと学んだんですけど。

(和歌山県)

白い方の質問をちょっと聞き取れませんので、他に質問ございますから初めての方だけ、すいませんよろしくをお願いします。

(質問者 9)

子供の教育についてお尋ねします。僕は博打というのは犯罪であるというふうな認識を基本的に持っています。競輪競馬というのが、なし崩し的に今行われておりますけれども、本来は博打であって、それはなるべくやめていただける方がいい制度だというふうにも思っています。そういう前提で、質問をするわけですが、カジノができるってということは、さらに博打場ができるということで、子供たちに、一体、この博打場をどう説明したらいいのかそこが難しいんです。博打は犯罪で、勝手にやったら法律によって処罰される。しかし、IR という建物の建造物の中に入ったら許される。こういうような矛盾を子供たちにどう教えるのか、そして、本来の、博打というのは、やってはならないことだということを基本的に教えなければならない教師が、これをどう説明するのか。ここが一番大事なところだと思うんです。有害な影響を排除するという点について、依存症対策とか、治安対策が述べられています。大事なことだと思っておりますが、子供たちに与える影響、これは非常に大きな問題だというふうに思います。それで、だんだんと博打場が承認されていく中で、賭博ということが、犯罪であるという意識が、子供たちの間からだんだんと希薄になっていく。そういうことが懸念されると思います。教育上、こういう施設をつくるということは決して望ましいことではないというふうに僕は考えます。それで、このあたりについてですね、県の教育委員会がどういう見解を持っておられるのか。今日はお越しであればお答えいただきたい。お越しでなくても、教育委員会の見解を既にお聞きになっていると思いますので、委員会としてはどういうふうな判断を持っているのかということをお聞きしたいと思います。それから、和歌山は賭博場があるということは、恥ずかしい話だということが先ほど出ました。私もそう思います。街には街なりの品格があると思います。賭博で成り立つような都市というのは、品格が下がっている証拠です。こういう土地を私たちは誇りとすることができません。豊かな自然ということを、私たちは、和歌山県の誇りとして今まで頑張ってきた。企業誘致等についても、当局の皆さん方が一生懸命に頑張っておられることを私はよく知っています。しかし同時に、都市の品格を落とすようなことをここに持って来るといようなことは、今までの努力を無にすることではないか、そういうふうに思います。以上質問です。

(和歌山県)

はい。ご意見ありがとうございます。教育委員会、カジノに対する評価というものが勿論あるのかというふうに思っております。これ種々の意見がございまして、カジノを誘致することによってですね、公益性があるということで、これは国の方でも議論なされてですね、

公益性があるということで違法性が阻却されている、勿論国の徹底的な管理監督のもとということですが、違法性が阻却されているということですので、我々賭博・カジノに関してですね、それはきちんとした対策がなされて、和歌山県に入ってくるということになりますので、勿論、我々も対策をしていくということで、問題のないものだというふうに思っておりますが、教育委員会との関係でございます。教育委員会の意向というのは聞いてございません。和歌山県知事として、和歌山県が推進していくものということでさせていただいておりますが、ただ、依存症対策等は、教育委員会と連携してやっていかなければいけないということになってございますので、既に今現在も、小中高でギャンブル等依存症対策、現在はカジノがありませんので、カジノの中身についてではないのですけれども、この対策もすでに始めているということでございまして、勿論教育委員会と話をしながら、IR が実現した場合であっても、連携して対策を打っていくということで話を進めているというところでございます。

(質問者3)

それでは遅いではないですか。できてから教育関係者と、教育委員会と話をするのは遅いのではないですか。

(和歌山県)

勿論今やっているということなんです。やって計画に書かせていただいているということでございます。

(質問者3)

やっていないといって言っていましたよ。教育委員会とは話をしていませんと仰ったじゃないですか。

(和歌山県)

教育委員会の見解を聞いているかといったらですね、カジノについて賛成か反対かといったような見解は聞いておりません。ただ、依存症対策…

(質問者3)

それは屁理屈だと思います。

(和歌山県)

いや屁理屈ではなくしてですね、すでに計画に教育委員会と一緒にやっていくということを書いております、既に対策を始めているということでございますので、それはご理解いただきたいというふうに思います。

(質問者 3)

出来ません。理解できません。

(和歌山県)

はい。

それでよろしかったでしょうか。

(質問者 10)

私らは和歌山県政を理解している方だと思うんですけど、ちょうど私ら二人はちょうど今やっている解体工事の正面のマンションに住んで理事長をさせていただいているんですけど、今日まさに、朝、理事会で、お話を色々させてもらったんですけど、今やってる、県の解体工事の粉塵の実害が、まさに当マンションは全部粉塵だらけになってしまって、横の駐車場も真っ茶っ茶になっているような状態で、県の方へ連絡でさせていただいて、今、対応を進めてるような状態なんです。それはそれで進んでるんで何も言うつもりはなかったんですけど、意見の方に書かせていただいたんですけど、民間事業者に任されて、県がそのあたりのことを怠られてしまったら、あそこ前がダンプとか、これからいっぱい工事をされると思うんですけど、一番実害が来るのが当マンションで、そこら辺の対応が抜けてしまったら、駄目だと思っているのでマイクを取らせていただきました。

(和歌山県)

もう仰るとおりでございまして、今は和歌山館の解体をやっている工事の問題だと思います。こちらの方は商工で担当しておりまして、そういった対策をしっかりとしていかなければいけないなというふうに思っております。勿論その IR の関係の工事の段階ではですね、民設民営ではあると言いながらですね、事業の責任は民設民営でもってですね、赤字になったらって言ったら事業者さんに負担してもらおうというのは仕方がないんですけども、一方で周辺地域への影響というものは、これは和歌山県も勿論関係ありますので、先ほど申し上げた交通対策、今仰られた工事に伴う粉塵とかそういった問題ですね、そういった問題は、勿論我々も一緒になってですね、問題があれば、事業者を指導するとか、そういったことでやっていかなければいけませんし、我々事業者と対話する中でもですね、事業者も和歌山のためにならないような事業をやっても仕方がないというふうに言ってますんで、そのあたりは徹底してやるということをご理解いただきたいというふうに思っております。我々も責任を持ってやっていきます。

(質問者 11)

すみません、ありがとうございます。私は 30 代で岩出市に住んでいるんですけど、ちょっと、この場では質問にくい雰囲気があったんですけど、実は IR に賛成的でして、ずっと和歌山に住んでいるんですけど、今も大阪に仕事に通っています。今までぶらくり丁とか何とか活性化しようとやってきたと思うんですけど、本当

に同年代とかも皆んな外に出ていっている状態で、ちょっと帰ってきて欲しいし、起爆になって欲しいなど思っています。

カジノはやっぱり見られるところなんで、施設内の3%といえども、やっぱりそこが大きくなってしまふのは仕方ないかなと思っています。今多分2022年度に事業案を出されて、県としては、たぶん十何年間かけてこの計画を立てられていると思うんですけど、ちょっと質問しにくいんですけど、もし今回取れなかったとして、今後どういうふうに、もう一度トライされるのかとか、本当は最終ゴールはそこだと思うんですけど、どういうふうな見解で、取り組まれるのかっていうところと、ちょっとやっぱり4,700億円っていう事業ですので、和歌山県内の有力企業とかとの調整とかも進んでいるのかっていうのはすごく思っています。

今回エネオスが撤退するというので、いろんな雇用が失われると思うんですけど、やっぱり30代40代の方が働く場所が減っていると思いますし、これから、コロナでいろんなところが、今は広告代理店に勤めているんですけど、本当にすごいしんどい状況で、何かやっぱり起爆剤がないと駄目なんじゃないかと思っていますので、そのあたり、企業の協力とか貰えているのかということをちょっと聞いておきたいなと思います。

(和歌山県)

ご質問ありがとうございます。今現在ですね国が示しているこのIRの日程は4月28日が提出期限となっています。今、形式的には三つの椅子に三つの候補者がいるという状況ですけども、国は三つを選ばないといけないわけではない。国の水準に達しなければ、極端な話、0ということもあるという状況です。三つの椅子と今回の提案で今言われている和歌山、大阪、長崎、皆さん全部4月28日に出したとして、それで、例えば一つしか選ばれなかったら、残り二つどうなんですかということ、今のところ全くスケジュールが示されていません。再公募があるかどうかも含めて示されておりませんので、そこについてはですね、県として今のところの考え方というものはないです。今は4月28日を目指して進めているということになります。

今現在クリアベストが進めているIR事業に関して、和歌山県内の企業がどう関わっていくかということなんですけども、関わり方としては、今の段階だとまず出資ということがあり得ると思うんですが、実は私たちがクリアベストに言ってるのは、相対取引という形で何かそういう不透明な形での取引はやめてくれと、出資者を募るのであれば、広く公募をしてやってくれということを言っておりまして、今現在は、そういう行動がとられていませんので、恐らく、認定を受けた後は兎も角として、今現在の資金計画上和歌山県の企業に出資を求めるということはやらないのではないかなと思っています。ただ、認定を受けて実際事業化された後は、そういうこともありえますし、それ以上に調達の関係ですね、事業が行われる際の建設の段階、運営の関係でいろんな調達が発生しますが、我々としては、できる限り県内から調達をしてくれと、県内優先でやって欲しいと。そして、その際にも、合わせて広くオープンにして、個別の取引をするのではなくて、広く公募をしてその中から、透明性を持って選んでくれということをお願いをしています。これ本来は、民間事業なので、あまり県が言い過ぎると、別の法律に引っかかってくるんですけども、そういうことをお願いを

して、理解をしていただいているという状況です。

仰るとおり、大阪さんの場合は、所謂関西で有力な企業と言われるところが少数株主という形で名前を連ねておられる。それは事実ですけど、和歌山県の場合、県内企業というのは、恐らく今のペースでいくと間に合わないじゃないかなと思っています。

※参加者のご発言については、氏名など個人を特定できる表現などを除き、内容が分かりやすくなるよう一部修正したうえで、基本的には発言内容をそのまま掲載しています。

なお、一部確認できない箇所があり、正確性を欠く場合がありますのでご了承ください。